第百二条第一項中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を第六十条とし、第百三条を第六十一条とする。

第百三条の二第一項第三号中「第三十七条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条を第六十二条とする。

第百三条の三を第六十三条とし、第百四条を第六十四条とし、第百五条を第六十五条とする。

第百六条中「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を第六十六条とする。

第十二章を第十一章とする。

附則第五条中「被用者年金被保険者等」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第八十七条の規定による改正前の国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」に改める。

附則第六条中「第十一条第一項」を「第十条第一項」に改める。

附則第十三条及び第十六条中「第七章第四節」を「第七章第五節」に改める。

附則第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

附則第十九条から第三十一条までを削る。

附則第三十二条を附則第十九条とし、附則第三十三条を附則第二十条とする。

附則第三十四条中「附則第三十二条」を「附則第十九条」に、「公的年金各法」を「公的年金に関する法律」に改め、同条を附則第二十一条とし、附則第三十五条を附則第二十二条とする。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第百七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第一項を次のように改める。

当分の間、基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合等（第百十一条第一項第一号ロに規定する年金保険者たる共済組合等をいう。第三項において同じ。）への交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

附則第二十二条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項の」を「同勘定に所属する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項の」を「基礎年金勘定に所属する」に、「同項の」を「同勘定に所属する」に、「基礎年金勘定」を「同勘定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同勘定に所属する積立金から補足するものとする。

3　基礎年金勘定に所属する積立金は、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合等への交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、基礎年金勘定の歳入に繰り入れることができる。

第百八条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第百十一条第一項第一号ロ中「第五条第十項」を「第五条第九項」に、「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同項第二号ハ中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同条第三項第一号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号中ヲをワとし、ロからルまでをハからヲまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　実施機関（厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣を除く。以下この節において同じ。）からの拠出金

第百十一条第三項第二号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　実施機関への交付金

第百十一条第六項第二号イ中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改め、同号ロ中「日本年金機構」を「実施機関及び日本年金機構」に改める。

第百十三条第二項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第百十四条第一項第一号中「管掌者たる政府又は各年金保険者たる共済組合等」を「実施者たる政府又は各実施機関たる共済組合等」に改め、同条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第六項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第百十六条第一項及び第四項中「厚生年金保険事業」を「厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業」に改める。

第百二十条第一項中「各年金保険者たる共済組合等」を「各実施機関たる共済組合等」に改め、同条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　毎会計年度実施機関から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度における厚生年金保険法第八十四条の五第一項の規定により実施機関から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合

附則第二十二条第一項及び第三項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

附則第二十四条第一項中「厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定による拠出金並びに」を削り、「次項第二号」を「次項」に、「附則第十九条及び第二十条」を「附則第二十条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第百二十条第一項の規定は、毎会計年度平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定により平成八年厚生年金等改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定による納付金の金額に対して超過し、又は不足する場合について準用する。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百九条　附則第百七条の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第二十二条第一項及び第二項の規定は、平成二十四年度の決算から適用する。

第百十条　附則第百八条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十七年度の予算から適用し、平成二十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（健康保険法の一部改正）

第百十一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第百八条第四項中「、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付」を「又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付」に改める。

附則第十条中「附則第二十条の三第二項」を「附則第二十条の二第二項」に改める。

（障害共済年金が支給される者の特例）

第百十二条　附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金が支給される者又は附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金が支給される者に係る前条の規定による改正後の健康保険法第百八条の規定の適用については、同条第二項中「障害厚生年金の支給」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金（以下この項及び第五項において「国家公務員障害共済年金」という。）若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年